

# 緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）

## 1 融資の対象

県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、全国統一制度の伴走支援型特別保証(\*)を利用して経営改善を図る者

(\*)次の要件のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者

- (1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること
- (2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること
  - ア 売上高等減少率が15%以上であること
  - イ 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
  - イ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

## 2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金又は借換資金
- (2) 融資限度 6千万円
- (3) 融資期間 10年以内（据置5年以内）
- (4) 融資利率 年1.50%
- (5) 保証料率 融資対象(1)(2)年 0.0%  
融資対象(3) 年 0.0~0.95%

**※緊急経済対策特別支援資金伴走支援枠に0.2%の保証料補助をしています。**

## 3 添付書類

- 1 融資対象(1)、(2)アは、経営行動計画書、市町長の認定書
- 2 融資対象(2)イは、経営行動計画書、市町長の認定書、売上高減少要件確認書
- 3 融資対象(3)は、経営行動計画書、売上高減少要件確認書

※その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会